

板橋区地域ケア運営協議会設置要綱

(平成 21 年 6 月 1 日区長決定)

(平成 23 年 3 月 18 日区長決定)

(平成 27 年 6 月 18 日区長決定)

(令和 4 年 3 月 28 日区長決定)

(令和 6 年 6 月 11 日区長決定)

(設置)

第 1 条 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい自立した生活が継続できるように支援する地域ケアの推進を目的として、地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の事業の円滑な運営を図るため、おとしより保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）に板橋区地域ケア運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項の協議会は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イに基づく地域包括支援センター運営協議会の役割を併せ持つものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア 包括支援センターの担当する圏域の設定

イ 包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託先法人の選定又は包括支援センターの業務の委託先法人の変更

ウ 包括支援センターが第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

エ その他協議会が包括支援センターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) 包括支援センターの行う業務に係る方針に関すること

(3) 包括支援センターの運営に関すること

ア 協議会は、毎年度、包括支援センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

a 事業計画書及び収支予算書

b 事業報告及び収支決算書

c 包括支援センターの運営状況に関する評価の結果

d その他協議会が必要と認める書類

イ 協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、区が作成した基準に基づき、定期的に、事業内容等を評価するものとする。

(4) 包括支援センターの職員の確保に関すること

(5) その他、地域包括ケアに関すること

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員16人以上をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 介護保険に関する事業者及び医師等の職能団体

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者

(4) 区民代表（介護保険の被保険者に限る。）

(5) 区職員

2 前項第4号の区民代表は、公募により2名以内で決定する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員に、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉センターにおいて処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 板橋区地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び、板橋区おとしより保健センター運営協議会設置要綱は、この要綱の施行をもって廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、現に委員である者の任期については、平成24年3月31日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。